

「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい山口県づくり条例（仮称）」（素案）

前文

- 全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことができる社会の実現は、私たちの願い。
- しかしながら、今なお、障害や障害のある人への誤解や偏見、理解の不足等により、障害のある人が、障害を理由とする不当な差別的取扱い等を受け、暮らしにくさを感じている状況。
- また、障害のある人の中には、外見からは分かりにくい障害のために周囲の理解が得られず苦しんでいる人や、身体障害者手帳等の交付には至らないものの日常生活や社会生活の中で困難を余儀なくされている人も、少なくない。
- このため、山口県では、誰もが多様な障害の特性を理解し、ちょっとした配慮を実践する、あいサポート運動を県民運動として積極的に展開するなど、障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくるために様々な取組を進めてきたところ。
- このような中、昨年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、障害理解の促進と差別解消の取組が一層求められている状況。
- さらに、東京2020パラリンピック競技大会では、パラアスリートが自らの障害と向き合いながらひたむきに挑戦する姿が、私たちに大きな夢と感動、勇気を与えてくれた。
- この大会を契機として生まれた、障害や障害のある人に対する関心と共生の意識の高まりを持続させ、ともに支え合う共生社会の実現に向けた取組をこれまで以上に推進する必要がある。
- 私たち一人一人が、障害や障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消に取り組み、県、市町、県民及び事業者が一体となって誰もが生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指すことを決意。

第1章 総則

1 目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、県民が、障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与。

2 定義

(1) 障害のある人

身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

(2) 社会的障壁

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財、サービス若しくは各種の機会の提供を拒否し、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは障害のない人に対しては付さない条件を付すことその他の障害のない人と異なる不利益な取扱いをすること。

3 基本理念

- (1) 共生社会の実現は、全ての障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを旨として推進されなければならない。
- (2) 共生社会の実現は、何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを旨として推進されなければならない。
- (3) 共生社会の実現は、障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることから、全ての県民が、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深める必要があることを旨として推進されなければならない。
- (4) 共生社会の実現は、県、市町、県民及び事業者が相互に協力し、連携して取り組むことを旨として推進されなければならない。

4 県の責務

基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために必要な体制整備を図るとともに、共生社会の実現に向けた施策を実施する。

5 市町等との協力・連携

県は、前項の体制整備を図り、又は施策を実施するに当たっては、市町、県民、事業者その他の関係者と協力し、連携して取り組む。

6 県民及び事業者の役割

基本理念にのっとり、障害及び障害のある人について理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に関する施策に協力するよう努める。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

1 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

- (1) 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。
- (2) 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、やむを得ず、障害のある人に対して、障害を理由として、障害のない人と異なる不利益な取扱いをすることとなる場合には、当該障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

2 合理的配慮の提供義務

- (1) 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人（障害のある人がその意思を表明することが困難である場合にあっては、その家族等）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならない。
- (2) 県及び事業者は、前項に規定する意思の表明があった場合において、合理的配慮が、その実施に伴う負担が過重であることにより実施できないときは、当該意思の表明を行った者にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

第1節 障害を理由とする差別に関する相談体制

県は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談事案」という。）に的確に応じることができるよう、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市町が応じる相談事案の解決を支援するため、必要な助言及び情報の提供を行うこと。
- (2) 市町において解決が困難な専門性を要する相談事案又は広域的な相談事案に応じ、市町と連携して、必要な助言、調査、情報の提供及び関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関等への通知その他相談事案の処理のために必要な事務を行うこと。

第2節 障害を理由とする差別に関する紛争の解決のための体制

1 あっせんの求め

- (1) 障害のある人及びその家族その他の関係者は、事業者から障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止又は合理的配慮の提供義務の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、前記の相談を経ても解決が見込めないときは、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを求めることができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、あっせんを求めることができない。
- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
- イ 同一の事案について、過去にあっせんの求めを行ったことがあるとき。
- ウ 障害のある人の家族その他の関係者があっせんの求めを行う場合において、当該あっせんの求めが当該障害のある人の意に反するとき。

2 事実の調査

- (1) 知事は、あっせんの求めがあったときは、当該あっせんの求めがあった事案（以下「紛争事案」という。）に係る事実の調査を行う。
- (2) 紛争事案の当事者（あっせんの求めを行った者及び当該あっせんの求めにおいて障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止又は合理的配慮の提供義務の規定に違反する取扱いを行ったとされる事業者をいう。以下同じ。）及び当該紛争事案の関係者（以下

「関係者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。

- (3) 調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当事者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 あっせん

- (1) 知事は、調査を行ったときは、次に掲げる場合を除き、「山口県障害者差別解消調整委員会(仮称)」(以下「調整委員会」という。)に対し、当該調査の結果を通知するとともに、あっせんを付託する。
- ア あっせんの求めを行った者が、自らあっせんの求めを取り下げる意思を示した場合等、あっせんの必要がないと認めるとき。
- イ 紛争事案について、国又は他の地方公共団体が現に紛争の防止又は解決を図っている場合等、あっせんを行うことが適当でないと認めるとき。
- (2) 調整委員会は、あっせんの付託があったときは、前項各号に該当する場合を除き、あっせんを行う。
- (3) 調整委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、当事者又は関係者に対して、資料の提出又は説明若しくは意見を求めることができる。
- (4) 調整委員会は、紛争事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示する。
- (5) あっせんは、次のいずれかに該当したときは、終了する。
- ア あっせんにより紛争事案が解決したとき。
- イ あっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。
- (6) 調整委員会は、あっせんを行わないこととしたとき又はあっせんを終了したときは、その旨を知事に報告する。

4 勧告

- (1) 調整委員会は、知事に対し、次のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。
- ア 当該事業者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないとき。
- イ 当該事業者が虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。
- (2) 知事は、勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

5 公表

- (1) 知事は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- (2) 知事は、公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

6 障害者差別解消調整委員会(仮称)

- (1) 紛争事案について、知事の付託に応じてあっせんを行うため、知事の附属機関として、調整委員会を置く。
- (2) 調整委員会は、委員十人以内で組織する。
- (3) 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - ア 学識経験を有する者
 - イ 障害のある人又はその家族
 - ウ 障害のある人の福祉に関する事業に従事する者
 - エ 事業者又は事業者により構成される団体の役職員
 - オ 前各号に掲げる者のほか、知事が適當と認める者
- (4) 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 共生社会の実現に向けた施策の推進等

1 県民の理解及び関心の増進

県は、障害及び障害のある人に対する県民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別を解消することの重要性に関する県民の理解及び関心が増進されるよう、次に掲げる施策を講ずる。

- (1) 障害及び障害のある人に関する知識の普及及び啓発のために必要な施策
- (2) 障害のある人と障害のない人との交流の機会の充実を図り、その相互理解を促進するために必要な施策

2 スポーツや文化芸術活動等を通じた相互理解の促進

県は、障害のある人がスポーツや文化芸術活動等に参加できる機会の提供に努めるとともに、これらの機会を通じて障害のある人と障害のない人との交流を図り、その相互理解が促進されるよう努める。

3 幼児期からの障害理解の機会の確保

- (1) 県は、学校、家庭、地域社会等において、幼児期から障害及び障害のある人についての知識や理解を深めるための施策の推進に努める。
- (2) 県は、障害のある子どもとない子どもの相互理解が進むよう、スポーツやレクリエーションを通じた交流機会の増加など、社会全体での環境づくりを推進する。

4 人材の育成及び確保

県は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保に努める。

第5章 雜則

(財政上の措置)

県は、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。